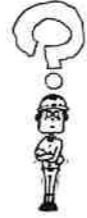


安全衛生(管理)担当者にご回覧下さい。

労働安全衛生法 第五十九条
事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。



はじめが肝心です！
勤続1年未満の人がケガをする率はそれ以上の人の約4倍！
基本を最初にしかりと！
・・・安全の3原則とは？
・・・災害発生のメカニズムとは？
・・・ ???

会員各位

労働安全衛生法第59条第1項で義務づけられる

新入者安全衛生教育講習

(雇入れ時の安全衛生教育) = 法定教育 = のご案内

新潟労働基準協会長

労働災害の多くは、業務に対する知識・経験不足等からくる不安全、不衛生行動によって起こります。作業の経験のないもの、知識の未熟な人々、特に新入者には作業に就く前に「安全衛生の基本」を十分に教え、徹底することが必要であります。

労働安全衛生法第59条同規則第35条では、事業者が労働者を雇入れた時には「新たに就く業務や、機械設備に関する知識、就業中の安全衛生を確保するために必要な事項について教育すること」を義務づけています。

このたび、この教育講習会を下記により開催いたしますので貴事業場該当者並びに同予定者を受講させて下さいますようご案内いたします。

記



1. 対象 新入者及び就職予定者

Table with 4 columns: とき, ところ, 定員, 申込期間. Content: 令和5年4月5日(水) 9:00 ~ 16:40, 新潟県トラック総合会館 6階 大研修室 新潟市中央区新光町6-4, 80名, 2月1日 ~ 3月25日



2. 受講料 会員 8,800円 非会員 11,000円 (テキスト、消費税 含む)
※ 昼食は各自でお願いします。

3. 申込方法 申込期間中に、申込書は 郵送 又は FAX 又は 事務局持参 で
受講料は 銀行振込

[第四北越銀行 本店営業部 普 1659948 新潟労働基準協会]

又は 現金(事務局持参) で

新潟労働基準協会 TEL 250-7572
〒950-0965 新潟市中央区新光町6-4 FAX 250-7584
新潟県トラック総合会館4階



へお願いします。

4. カリキュラム

Table with 2 columns: Time, Content. Content includes: 9:00 開会 挨拶 (新潟労働基準協会), 安全につながる仕事の基本..., 12:00 昼食休憩, 13:00 安全な仕事の進め方..., 16:30 むすびのことば 証交付, 16:40 [使用テキスト: 新入者安全衛生テキスト(中災防)]

キリトリ線

FAX 250-7584

☆☆ 新入者安全衛生教育講習会申込書 ☆☆

会員 8,800円 (非会員 11,000円)

Application form table with columns: 事業場名, 所在地, 業種, ふりがな受講者氏名, 申込担当者, TEL, FAX(必), 昭和・平成 年 月 日生. Includes vertical text on the right: 受講票はFAX送信致します。

[受講料振込口座: 第四北越銀行 本店営業部(普)1659948 新潟労働基準協会]

上記のとおり受講料 名分、金 円を添えて申し込みます。(月 日振込)
令和 年 月 日

事業者職氏名

新潟労働基準協会長 殿